



内閣府

2019（平成31）年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値） における推計方法の変更について

平成31年4月26日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 「家計統計」の家計簿改正に伴う対応

「家計統計」（総務省）においては、2018年1月分より家計簿改正が行われ、2018年は約半数の調査世帯、2019年は全ての調査世帯について新しい家計簿を使用した結果が集計されている。この家計簿改正については、調査方法の変更の影響による変動を調整した変動調整値が「家計統計」の集計結果に併せて公表されている。

これを受けて、2019年1-3月期においては、需要側推計のうち「家計統計」を使用している品目について、上記の変動調整値を用いて調査方法の変更の影響を調整した前期比（新しい家計簿ベースの前期比）を推計に用いる。

2. 雇用者報酬における推計方法の変更

「毎月勤労統計」（厚生労働省）においては、2019年1月に標本事業所の部分入替えが行われている。これを受けて、雇用者報酬推計においては、推計に用いている「毎月勤労統計」の賃金データについて、2019年1月と2018年12月の段差が生じないように接続して推計を行う¹。

¹ 平成31年4月11日第15回国民経済計算体系的整備部会における内閣府説明資料を参照
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi/02shingi05_02000308.html)。